

令和8年度 懐古園内飲食店等出店募集のご案内

懐古園事務所では、飲食店等（酒類を除く）の出店事業者を募集します。ご希望の事業者は、下記の内容をご確認の上、出店の申請をお願いいたします。

1. 出店場所・募集店舗数（別途地図参照）

- ① 懐古園第一駐車場 7店舗/日
- ② 小諸市児童遊園地 5店舗/日
- ③ 小諸市動物園 2店舗/日（※動物園特別イベント時は出店不可）

※遊園地の感謝祭については、市内事業者に限定し、別途募集します。

※食品営業許可証（露店営業）の事業者は祭礼催事にしか出店できません。

（祭礼催事…桜まつり、紅葉まつり、イベント等）

■出店可能時期

場所①：4月1日～3月31日（4月24・25日、12月～3月中旬の毎週水曜日（休園日）、年末年始を除く）

場所②：4月1日～3月31日（12月～3月中旬の遊園地冬季休園期間中を除く）

場所③：6月1日～3月31日（12月～3月中旬の毎週水曜日（休園日）、年末年始、動物園特別イベント日を除く）

2. 出店料及び電気使用料

出店料・・・1日につき 200円/㎡

電気使用料・・・基本、自家発電機を各事業者が用意 ※電気使用の場合、1日1口につき500円

3. 提出書類（※基本1ヶ月ごと）

- ・都市公園内許可申請書
- ・食品営業許可証（飲食店業者）
※食品営業許可証の種類により出店制限あり。
- ・キッチンカーは車内の施設平面図も提出。

4. 提出期限

使用月の前月20日までに郵送、FAXもしくは懐古園事務所までお持ちください。

※イレギュラーは応相談

5. 出店場所の決定

先着順。

出店場所は販売内容、申込状況によって決定いたします。

6. 注意事項

- ・小諸市動物園内は匂いの強い食べ物の販売、及び自家発電機の使用は不可。
- ・市内事業者を優先して募集します。
※市外事業者は、募集に空きがある場合にご案内します。事前にご相談ください。
- ・アルコール類の販売はできません。
- ・出店翌月はじめに、使用料の納入通知書を送付します。記載された期限内に納入してください。
- ・出店にあたり、当事務所からの備品、電源の貸し出しはございませんので、各事業者でご用意ください。

- ・ゴミや提供した飲食品の入れ物等は、店前にゴミ袋を設置し、各事業者で処分してください。
- ・雨天等により、出店をキャンセルする場合は、事前に懐古園事務所までご連絡ください。
- ・時間やルールが守れない事業者は、出店の取り消しをさせていただく場合もございます。

懐古園事務所

電話：0267-22-0296 FAX：0267-25-0296

Email：kaikoen@city.komoro.nagano.jp